

建築物の所有者及び管理者の方へ

空き家の適切な維持管理をお願いします。

①適切な維持管理が行われず放置されているような空き家は、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。

②空き家の管理不全により、近隣住民や通行人（第三者）に損害を与えると、所有者や管理者（相続人等）がその責任を問われることもあるので、空き家及びその敷地の管理を適正に行うことをお願い申し上げます。

老朽危険空き家を放置しておくとこんな危険が…

倒壊や
屋根が飛び



不審火や
火災の危険



倒壊や強風により屋根が飛び、周囲の家
や通行人等に危害を与えたりします。

不特定者の侵入による火災若しくは犯
罪が誘発されるおそれがあります。

- 1) 空き家の管理が行き届いていないと、草や植木が繁茂したり、瓦や樋などの部材が飛散したりするなど、近隣住民や地域に迷惑をかけます。空き家やその敷地の状態がどのようになっているか定期的に確認し、適正に管理してください。
- 2) 管理不全の空き家は、近隣の方や自治会の方が危惧されます。親類や近所の人や自治会の人などとお話しをして、空き家の状態を把握するよう努めてください。
- 3) 建物が損傷している場合は、補修や近隣住民に損害を与えないよう処置をしてください。
- 4) 敷地の雑草や樹木の伐採など、定期的に敷地の草刈りや立木の伐採をしてください。
- 5) 岐阜県の空き家の相談窓口にて相談（活用、取壊し、管理対策など）してみてください。